平成２５年（フ）第３６１号
高知県香南市野市町土居788番地１
債務者　國吉　　勝
１　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６６号
高知県南国市小籠855番地１　橋田ハイツ１号
債務者　近森　辰之
１　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６７号
高知県南国市小籠855番地１　橋田ハイツ１号
債務者　近森　真代
１　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８０号
高知市東城山町46番地１
債務者　岡村　淳生
１　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６７６号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―930号
債務者　久保　義治
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８２号
福岡市西区戸切２丁目15番２―304号
債務者　山田　　恵
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８３号
福岡市博多区月隈６丁目22番20―106号
債務者　中田　淳子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９０号
福岡市博多区博多駅南２丁目10番17号
債務者　スナックマキマキこと　吉弘　猛志
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲34番地１ロワールマンション篠栗３―801号
債務者　櫨本　彩子（旧姓東）
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２１号
福岡県春日市春日８丁目60番地スイート春日101号
債務者　副島　章子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２４号
福岡県糸島市二丈吉井3815番地79
債務者　上田　　竜
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３５号
福岡市城南区七隈１丁目18番17号
債務者　山口　尚之
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５１号
福岡県太宰府市五条２丁目21番６―203号
債務者　永冨スマ子
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６７号
福岡市博多区堅粕１丁目25番１―606号
債務者　大中　孝之
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７４号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―302号
債務者　新　　善浩
１　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８６号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目11番１―508号
債務者　石内かほる
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１４号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目11番５号
債務者　南里　菜摘
１　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０号
福岡県田川市中央町６番９号　ステージさんよう136号
債務者　出口　優子
１　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所田川支部